



「再資源化事業等高度化法」のポイント

2026年8月28日

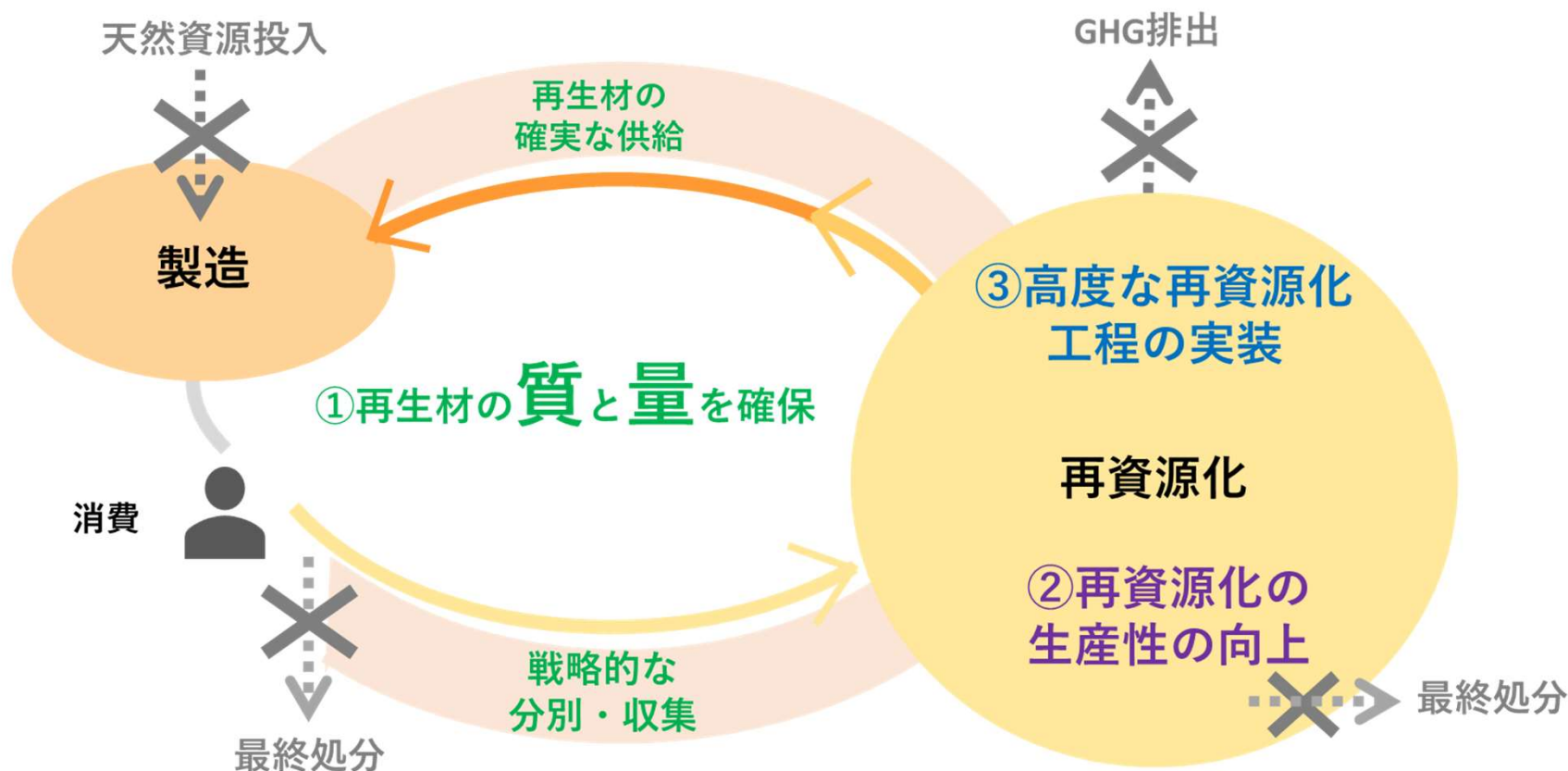
環境省 環境再生・資源循環局 資源循環課



1. 再資源化事業等高度化法の概要

資源循環産業のアップグレードが必要

- これまでの廃棄物行政や既存の廃棄物処理法・個別リサイクル法は、主に懸念される廃棄物等の「適正処理」に力点を置いており、再生材の質・量を推進する施策が不十分。そのため、製品製造業等が求めている**高品質な再生材を安定的に供給できる事業が不足**している。
- 製造業が求める量・質の再生材の安定供給を実現することを目的に、資源循環産業をさらに発展させていくための第一歩として「**再資源化事業等高度化法**」を制定。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律の概要

令和6年5月29日公布
令和7年11月21日全面施行



- **脱炭素化と再生資源の質と量の確保**等の資源循環の取組を一体的に促進するため、**基本方針の策定**、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の**報告及び公表**、再資源化事業等の高度化に係る**認定制度の創設**等の措置を講ずる。

基本方針の策定

- ・ 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- ・ 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の**報告・公表**



**再資源化の高度化に
向けた全体の底上げ**

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- ・ 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可のの特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を確保するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル

画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023（PETボトルリサイクル推進協議会）

<②分離・回収技術の高度化>

- **分離・回収技術の高度化に係る施設設置**を促進



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための**高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

2. 再資源化事業等高度化法のポイント

再資源化事業等高度化法のポイント①

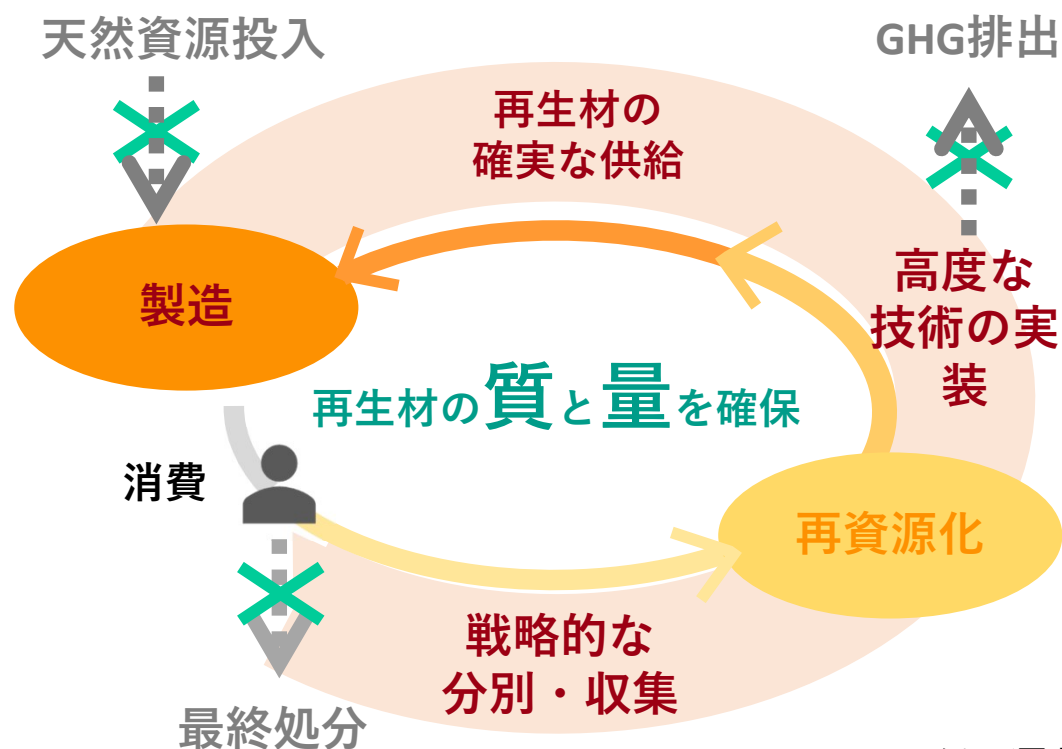
法の目的、基本方針

目的

(第1条関係)

- ◆ この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による**温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進**を図るため、**再資源化**のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の**高度化を促進**するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

<高度化のイメージ>



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

【基本方針】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針①（基本的方向・基本的事項）



資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための地球温暖化対策計画及び循環型社会形成推進基本計画と整合性のとれた基本的な方針

【基本方針の概要】

一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向

- 適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生を前提とした上で、国民・消費者の協力を得つつ、産学官が連携して、質・量両面での資源循環の高度化を推進し、脱炭素や自然再興、産業競争力強化、経済安全保障といった社会課題の解決、地方創生につなげることが重要
- 国・自治体・廃棄物処分業者・事業者の積極的取組により高度な資源循環を行い、その循環された資源を国内で活用することで、国内での資源確保につなげ、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が最小化された循環型社会を実現する

二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項（法で示した三つの方向性毎に定める）

①再資源化事業の効率的な実施のための措置

- 製造事業者等と廃棄物処分業者が連携し、製品のライフサイクル全体で無駄のない資源循環を促進する
- 先進的な取組等を通じて培った高い技術力を一層効果的に活用することにより、市場に新たな価値を創出していくことが重要
- 動静脈で再生部品又は再生資源の利用目標を共有しつつ、トレーサビリティを確保するために必要なデータ連携を実施する

②再資源化の生産性の向上のための措置

- 焼却処分又は埋立処分を抑制するとともに、再生部品又は再生資源が天然資源等を代替することで、その投入や輸送に伴う温室効果ガス排出量を抑制することが重要であり、そのため従来再資源化が困難であった廃棄物についても可能としていくことが必要
- 需要の逼迫が見込まれる金属や化石資源等を、資源循環により最大限有効に利用することも重要

③再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減のための措置

- 国際的に製品のライフサイクル全体での温室効果ガス排出量を評価する動きがあることなど、再資源化の実施を促進するのみならず、再資源化の実施の工程自体も脱炭素化していくことが重要

【基本方針】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針②（各主体の取組）



国	✓ 製造事業者等と廃棄物処分業者（動静脈）の連携による資源循環を促進するため必要な措置を講ずるよう努める ➢ 廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況等の必要な情報を集約し、公表する情報基盤の整備 ➢ 再生部品又は再生資源の利用拡大と安定供給、再生部品又は再生資源の品質に関する共通認識の醸成や研究開発の促進 ➢ 関係者の取組が進むよう連携が実現している先進的事例や地域の優良な取組事例の収集・発信 ✓ 高度再資源化事業の認定により、先進的な再資源化事業を支援するとともに、製造事業者等と廃棄物処分業者のマッチングやトレーサビリティ確保など、情報の共有による主体間の連携強化のために必要な取組の一層の具体化を進める ✓ 高度分離・回収事業の認定による再資源化技術の向上を支援する ✓ 再資源化工程の高度化の認定や、認定の事例集を作成し周知することで、廃棄物処理施設の脱炭素化を促進する
地方 公共団体	✓ 引き続き廃棄物処理法に基づく廃棄物の着実な適正処理等に重要な役割を果たす ✓ 資源循環を促進するよう地域における各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムの構築等必要な措置を講ずる ✓ 市町村は、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るよう努めるとともに、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を進める
廃棄物 処分業者※	✓ 循環資源の積極的な回収、再生部品又は再生資源の需要や再生部品又は再生資源利用率の把握、再資源化の実施状況の開示、再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減等に努める ✓ 廃棄物から有用なものを適確に選別し、得られる再生部品又は再生資源の量を増加させるための技術の向上を図る ✓ 破碎から成形までの再資源化の実施の工程の合理化、廃棄物処理施設に脱炭素化に資する設備の導入、再資源化の実施に当たっての廃棄物処理施設の運転状況の改善等に努める
事業者	✓ 事業活動に伴って生じた廃棄物の分別・再資源化、製品が廃棄物となった場合における分離を容易にする等の措置の実施、製品への再生部品又は再生資源の利用とその情報発信、需要に応じた資源循環の促進に努める ✓ 廃棄物の処分を委託する際、性状等の情報提供など、得られる再生部品又は再生資源の量の増加に資するよう努める ✓ 廃棄物の処分を委託するに当たり、製品のライフサイクル全体の脱炭素化の観点を踏まえ、再資源化の実施の工程の脱炭素化に資する廃棄物処分業者を選定するよう努める
国民 消費者	✓ 各主体の取組を踏まえ、地方公共団体の定めたルールに従って行う適切な分別排出や資源回収、リユース品や修理サービスの活用など 資源循環の取組について理解を深めるとともに、再生部品又は再生資源利用製品の選択など、生活者としての主体的な意識改革や行動変容に努める

※廃棄物処分業者：一般廃棄物処分業者及び産業廃棄物処分業者並びに事業者であって自らその産業廃棄物の処分を行うものをいい、埋立処分又は海洋投入処分を業として行う者を除く。

【基本方針】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針③（目標等）



三 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等

- 処分を行う廃棄物量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標や循環型社会に関連する温室効果ガス排出量について、循環基本計画等と整合する目標を設定

項目	目標（2030年度）
①循環利用率	入口側：約19% 出口側：約44%
②資源生産性	約60万円/トン
③天然資源消費量	約11トン/人・年
④最終処分量	一般廃棄物：約3.2百万トン（2022年度比約5%削減） 産業廃棄物：約7.8百万トン（2022年度比約10%削減）
⑤温暖化効果ガス排出量	廃棄物部門由来：約29百万トン-CO2/年 循環経済への移行に関わる部門由来：約343百万トン-CO2/年

素材別の目標等	目標（2030年度）
・レアメタル、ベースメタル等	金属リサイクル原料：処理量を2030年度までに倍増 廃家電：4品目（廃エアコン、廃テレビ、廃冷蔵庫・冷凍庫、廃洗濯機・衣類乾燥機）合計の回収率70.9%以上（廃エアコンについては53.9%以上） 電子スクラップ（e-scrap）：2030年までにリサイクル処理量約50万トン（2020年比5割増） 小型二次電池：生産者による安全な回収及び再資源化の推進
・プラスチック	プラスチック資源循環戦略のマイルストーン：2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制するよう目指すことや、2030年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）の倍増を目指す。 再生プラ：2030年度までに「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入するなど、市場ルールを形成。
・バイオマス	バイオマス活用推進基本計画の目標：2030年までに、バイオマスの年間産出量の約80%を利用すること
・土石、建設材料	建設廃棄物：建設混合廃棄物を含め建設廃棄物の再資源化を促進するとともに、適切に再資源化等がされるよう再生部品又は再生資源の新規用途の開拓や拡充等を促進する。 製造プロセス等における副産物：可能な限り有効利用を図る。

【基本方針】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針④（重要事項）



四 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項

再資源化事業等の高度化のため、国は以下の取組を進めるものとする。

- 再資源化事業等の高度化の大前提となる生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するための、廃棄物処理法の順守による適正な処分の推進、関係法令の対応も含めた生活環境の保全上の措置が講じられた最終処分場の確保に必要な措置
- 審査・認定について全面的に国の責任で行うとした上での、地域の実情を把握している地方公共団体との緊密な連携
- 「循環経済パートナーシップ（J4CE）」や「サーキュラーパートナーズ（CPs）」など様々な主体間の連携を促進するネットワークを活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、様々な主体によるコミュニケーションの促進等を通じて、産官学の幅広い主体の連携を促進
- 廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持ち、また、作業における安全・安心の徹底、温室効果ガスの削減などによる環境への配慮、さらには地域社会や地域経済への貢献等を十分に意識して業務を遂行できる能力・知識を有する人材や資源循環の取組を牽引する人材の育成
- 災害時における災害廃棄物の徹底的な分別・再資源化を行うとともに、平常時から廃棄物処分業者が災害廃棄物の処理に積極的に協力することや都道府県が必要な支援を行うよう、関係法令の対応含めた処理体制の確保や必要な支援等の実施
- 国際的な資源循環ルール作りに積極的な貢献、法に基づく認定や評価を踏まえた国際的なルール作りや標準化
- 目標等の達成状況や資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策に資する情報を把握し、再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化の状況その他情勢の推移を踏まえた検討の実施（見直し）

再資源化事業等高度化法のポイント②

廃棄物処分業者の判断の基準と 報告・公表制度

【判断基準】廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項と期待する取組①

- 国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を**判断の基準**として示し、これまで再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、**産業全体を底上げ**。
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者（特定産業廃棄物処分業者）で取組が著しく不十分なものは、産業全体の社会的評価が損なわれないよう、必要に応じて、勧告等の措置を講ずる。

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
【需要に応じた再生材の規格・量の把握】 （再生部品又は再生資源に対する需要の把握及び供給に関する事項） 第二条 廃棄物処分業者は、処分を受託した廃棄物について、その再資源化の実施が可能であると判断した場合には、当該再資源化の実施に先立ち、当該再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状に関する標準的な規格を参照するものとする。 2 廃棄物処分業者は、前項に規定する場合において、物の製造、加工若しくは販売の事業を行う者の再生部品若しくは再生資源に対する需要又は再生部品若しくは再生資源の供給先の情報を収集するものとする。 3 廃棄物処分業者は、再資源化の実施に当たっては、その使用する廃棄物処理施設の処理能力から供給が可能な再生部品又は再生資源の量をあらかじめ把握するものとする。	- 再生材の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参照 - 自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集 - 自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握
【生産性を向上させる技術を有する設備の導入】 （技術の向上に関する事項） 第三条 廃棄物処分業者は、再資源化の生産性を向上させる技術に関する情報を参照し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、その使用する廃棄物処理施設に当該技術を用いた設備を導入するよう努めるものとする。	- 再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握 - 当該技術を有する設備の導入の検討

【判断基準】廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項と期待する取組②

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
【省エネ型の設備への改良・運転の効率化】 （温室効果ガスの量を削減するための設備の改良又はその運用の改善に関する事項） 第四条 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設について、設備の入替に当たっては、導入しようとする設備の再資源化の実施及び廃棄物の適正な処理のための機能がその導入前のものを下回ることがないように留意しつつ、再資源化の実施の工程を効率化する設備の導入を図るものとする。 2 廃棄物処分業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、同一の設備に再資源化の実施の工程を集約するよう努めるものとする。 3 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設における設備について、その管理の基準を設定し、及び定期的に点検を行うなど、当該設備のエネルギー消費効率を改善又は維持するための措置を講ずるものとする。	- 再資源化の工程を効率化する設備の導入 - 再資源化の工程の集約化の検討 - 保有する設備の運用について、管理基準の設定 例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等
【目標設定/目標達成に向けた計画的な取組】 （再資源化の実施の目標の設定及び当該目標を達成するための措置に関する事項） 第五条 廃棄物処分業者は、その処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標を設定するものとする。 2 廃棄物処分業者は、前項の目標を設定するに当たっては、技術的かつ経済的に可能な範囲で、法第三条第二項第三号に掲げる目標を勘案して設定するよう努めるものとする。 3 廃棄物処分業者は、第一項の目標を達成するため、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給量の安定化を図るための措置並びに同項の目標の達成状況に関する継続的な自己評価及び当該評価を踏まえた改善措置など計画的に取り組むための措置を講ずるものとする。	処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定

【判断基準】廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項と期待する取組③

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
【人材育成・研修・労働環境の改善】 （その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項） 第六条 廃棄物処分業者は、適正な再資源化を実施する人材を育成するため、その従業員に対して、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の重要性並びに法令遵守等に関する研修を実施するものとする。 2 廃棄物処分業者は、その従業員の労働環境を改善するための措置を講ずるものとする。 3 （略）	各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講
【再資源化の実施状況の公表】 （その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項） 第六条 （略） 2 （略） 3 廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする。	各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表

※ 判断の基準と照らして、取り組みが著しく不十分だった場合に、勧告等の対象になり得る「**特定産業廃棄物処分業者**」の基準

- 一 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物（特管産廃を除く。）**の数量が**10,000トン以上**であること。
- 二 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類**の数量が**1,500トン以上**であること

再資源化の実施の状況の報告等

- ◆ **特定産業廃棄物処分業者**は、**毎年6月30日**までに、**産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その前年度における、処分を行った数量及びその再資源化を実施した数量**を環境大臣に**報告**しなければならないものとしている。
- ◆ 報告対象者と報告内容については、次スライドも参照
- ◆ 特定産廃処分業者は、もし報告した内容が公表されることにより、権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料する際は、代わりの率の公表に留める**権利利益の保護請求**をすることが可能。
- ◆ 特定産業廃棄物処分業者以外の事業者も、任意で報告いただくことが可能。
- ◆ 環境大臣は、報告された事項について**公表**する。

特定産業廃棄物処分業者の該当性判断と報告内容

該当者の判定

産業廃棄物処分業(※1)の許可を受けて
産業廃棄物を処分していますか？

はい

産業廃棄物処分業者として委託を受けて
前年度に処分した量が基準値(※2)以上ですか？

はい

**特定産業廃棄物処分業者に
該当**するため、報告をしてい
ただく必要があります。

報告・公表システム
等により毎年6月30
日までに報告

産業廃棄物の種類及び処分の方法の区分ごとに、その**処分
を行った産業廃棄物の数量**及びその**再資源化を実施した
産業廃棄物の数量**を報告。(※3)

いいえ

いいえ

報告の義務はありません。
(任意での報告は可能)

報告・公表システム等
により毎年6月30日までに
任意報告

※1
特別管理産業廃棄物処分業を除く。

※2 基準値
処分^(*)を行った数量が法人単位で下
記のいずれかに該当する場合
(^(*)再生を含み、埋立処分及び海洋
投入処分を除く。)

- ・産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物
を除く。) の数量が10,000 t以上
または
- ・廃プラスチック類の数量が1,500 t
以上

※3
報告する廃棄物の種類は、以下の廃
棄物も含む。

- ・特別管理産業廃棄物
- ・自ら処理した産業廃棄物

報告する廃棄物の処分の方法は、以
下の処分方法も含む。

- ・埋立処分及び海洋投入処分

【報告・公表制度】再資源化の実施の状況の報告等について②

- 報告用のオンラインシステムを公開している（後述のHPから入れます）。
- 報告時には、報告義務のある項目とは別に、**任意で報告いただく項目**や**自由記述欄**も用意しており、報告者が世の中に**積極的にアピールしたい取組や内容を紹介**する役割にも期待。
- 循環経済に向けた**情報基盤の整備**と再生材を求める動脈産業との**マッチング創出**を期待

＜報告・公表制度のイメージ＞

報告必須項目

任意項目

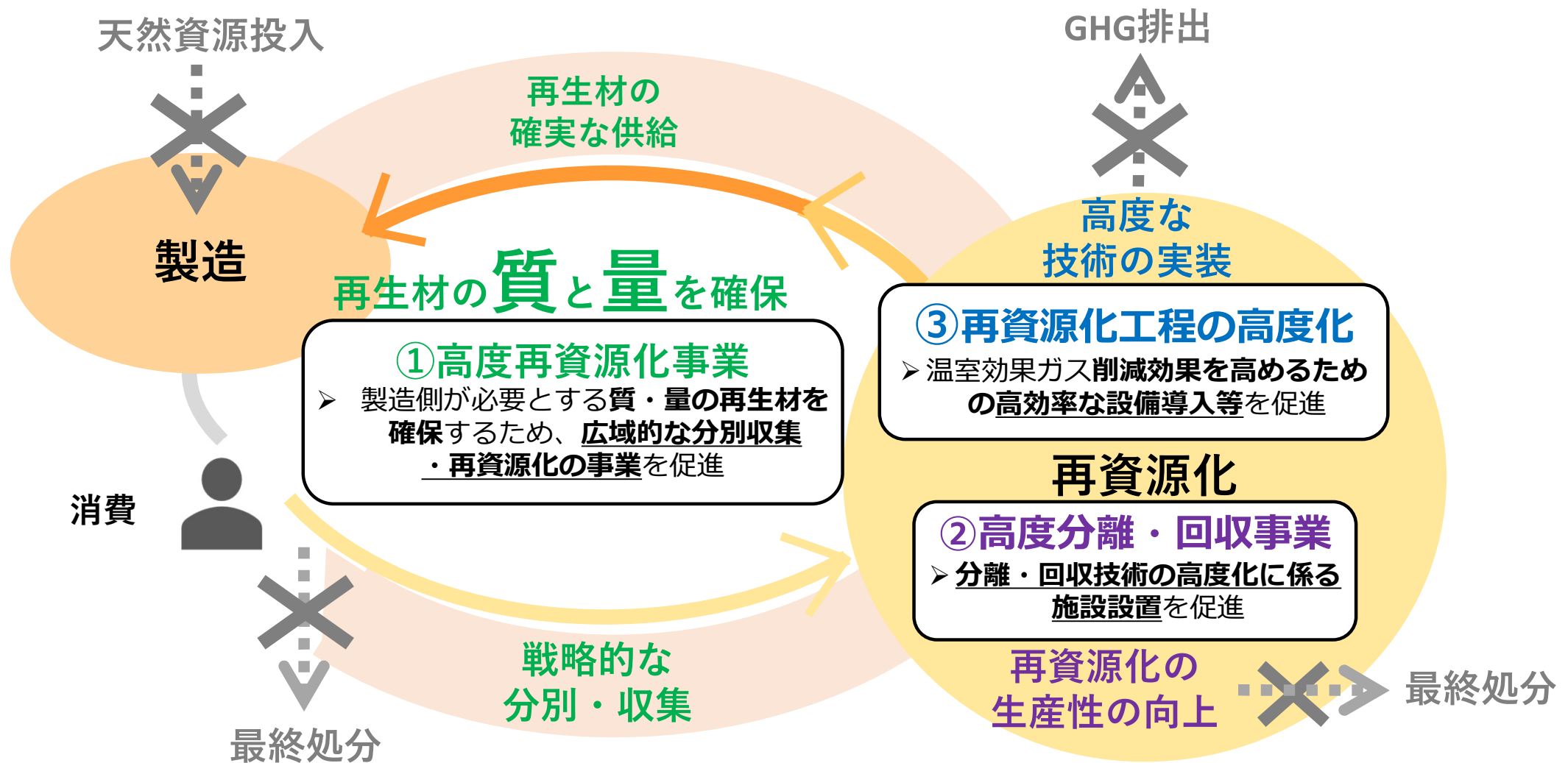
社名	場所	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量	再資源化量	再生材の性状	自由記述
A社	●県▲市	廃プラスチック	破碎等	1,000トン	1,000トン	PP70%、ペレット	
			焼却	1,500トン	0トン	—	再資源化不適物のみ焼却
	●県△市	がれき類	破碎	10,000トン	4,000トン	骨材代替品	
B社	□県○市	廃プラスチック	破碎	3,000トン	1,500トン	PS、PP、PE	残渣は二次委託
C社	■県◇町	廃プラスチック	約24% (権利利益の保護請求が認められた場合)				

再資源化事業等高度化法のポイント③

3つのタイプの認定制度

認定制度における各類型と資源循環のイメージ

- 再資源化事業等の高度化の促進を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける制度を創設。



類型① 高度再資源化事業のポイント

制度趣旨

廃棄物の合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の安定供給を行う事業計画を国が一括認定することにより、再生材を活用した循環サプライチェーンを構築する動静脈連携事業の創出を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集・運搬又は中間処分の業」（再委託含む）や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスマート化（再委託に関する情報把握、収集・運搬者情報の管理、トレーサビリティ等）

対象となる事業

- ✓ 製品等の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給する事業
- ✓ わが国の資源循環に資する事業に再生材を供給する事業
- ✓ 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業

事業に求める要件例

- 再生材の大部分が供給される具体的な需要者（動脈事業）が確保されていること
- 腐敗性等のある廃棄物には、生活環境に影響のない措置が講じられていること
- 取り扱う廃棄物や再生材について、トレーサビリティが確立されていること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 責任分界点、管理体制が明確であること

類型② 高度分離・回収事業のポイント

制度趣旨

今後、再資源化事業の創出が必要と見込まれる特定の廃棄物を指定した上で、より高度な技術を用いて有用な再生材を回収する再資源化事業を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 指定する廃棄物、高度な技術を用いた処理方法の限定の上で、廃棄物処理法に準じた基準ではカバーできない処理方法については、合理的な処理基準や施設基準を設定

対象となる事業

- ✓ 告示で指定する廃棄物（現時点では太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池）
 - ・ 社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの
 - ・ 現時点で有効な再資源化工程が確立、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在

事業に求める要件例

- ・ 特定の再生材を回収できる高度な技術を用いた事業であること
- ・ 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- ・ 周辺生活環境に影響がないこと
- ・ その他、必要に応じて廃棄物ごとに告示で定める技術的な基準を満たすこと

類型③ 再資源化工程の高度化のポイント

制度趣旨

既に設置されている廃棄物処理施設において、温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設備の更新等を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定計画に基づいて行う、既に設置されている「廃棄物処理施設の変更」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要

事業に求める要件例

- 申請者が、既存制度で推奨・求めている取組を実施していること（優良産廃処分業者の取得、多量排出事業処理計画）
- 高度化法で定めた判断の基準に係る取組を実施していること
- 定量的指標（温室効果ガス）評価

再資源化事業の大きな変更を伴わない、一般/産業廃棄物処理施設の更新・変更するに当たり、一定のCO2削減効果が見込まれる場合には認定申請が可能であることから、比較的申請のハードルは低い

【3つの類型共有】定量的指標（温室効果ガス削減効果、資源循環効果）について

＜指標の考え方＞

		類型①	類型②	類型③
趣旨		再生材の大部分がその供給を受ける者（需要者）に対して供給されるもの	指定する廃棄物について、回収する再生材の量の割合が通常のリソース化の実施方法によるものに比べて特に高いもの	設備の変更等により特に温室効果ガス排出量が削減されるもの
指標	基準シナリオのベース	当該廃棄物に係る 全国平均の処理	当該廃棄物に係る 通常のリソース化技術	事業実施前の設備 又は 通常のリソース化の設備
	温室効果ガス削減効果の基準※	【要件】 暫定： ＜ 基準シナリオ 将来： ＜（基準シナリオ-x）	【要件】 ＜ 基準シナリオ	【要件】 暫定： ＜（基準シナリオ-a） 将来： ＜（基準シナリオ-x）
	資源循環効果	【要件】 $\frac{\text{再生材供給量}}{\text{廃棄物の処理量}}(\%)$ 暫定：案件別に慎重に評価 将来：基準値x'で定量的に評価	【要件】 $\frac{\text{特定の再生材製造量}}{\text{指定する廃棄物の処理量}}(\%)$	【事業目標】 $\frac{\text{再生材等製造量}}{\text{廃棄物の処理量}}(\%)$

※ 再生材の代替効果を含めた事業場における温室効果ガス削減効果

基準値a：廃棄物・リソース化の方法等を問わず、妥当な数値の設定を想定

基準値x、x'：参考情報の集積を踏まえ、再生材やリソース化方法別に妥当な数値の設定を想定

事業者・自治体向けに「認定申請の手引き」や「申請様式」、「温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン」等を高度化法HP等で公表

【計画認定制度】

＜事業者向け＞

- ・ 認定申請の手引き（類型①～③別）、申請様式
- ・ 温室効果ガス排出量の削減効果・資源循環の効果算出ガイドライン
＋ ケーススタディ結果

＜自治体向け＞

- ・ 認定制度の事務に関する国・地方公共団体の連携に関する手引き

【報告・公表制度】

＜事業者向け＞

- ・ 報告・公表制度の手引き
- ・ 報告・公表システム利用マニュアル ←システムのHPに掲載

(参考) 再資源化事業等高度化法に係る報告・公表システム



「報告・公表システム」を高度化法HPで公表中

10. 報告・公表制度

特定産業廃棄物処分業者に該当した産業廃棄物処分業者は、令和8年6月30日までに、処分した産業廃棄物の数量及び再資源化の数量（令和7年度実績）について報告が必要です。

[報告・公表制度概要説明資料](#)

[報告・公表制度の手引き](#)

特定産業廃棄物処分業者及び任意報告者については、以下のHPの報告・公表制度システム

<https://hk.sanpainet.or.jp/top-page>

**報告・公表システム**

個別検索

統計情報

FAQ

ログイン

本システムは、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）に基づき、再資源化の実施の状況を報告・公表するための仕組みです。

- ・特定産業廃棄物処分業者は、毎年度、廃棄物の種類や処分方法の区分ごとに、処分の数量および再資源化を実施した数量等を報告します。
- ・報告された情報は、公表を通じて社会全体で共有され、再資源化事業等の高度化や、排出事業者・製造事業者との連携促進につながることが期待されます。
- ・本システムでは、公表情報の閲覧・検索およびダウンロードが可能です。排出物の再資源化や再生材の製造・調達等の参考としてご活用ください。

詳細へ

再資源化の実施の状況を閲覧する

統計情報を閲覧する

再資源化の実施の状況を報告する（処分業者用ページ）

○関連情報専用ページ

[資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法） | 環境省](https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html)

https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html

○専用コールセンター

電話番号 03-6759-6027

Eメール：circular@sanpainet.or.jp

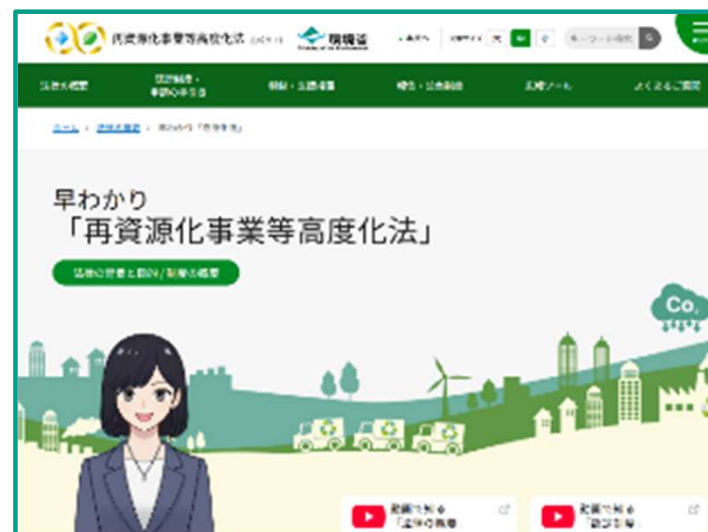
受付内容：高度化法に関する質問や相談全般

- (例)
- ・ 判断の基準への対応に向けた相談
 - ・ 認定制度における申請様式や計算に関する質問
 - ・ 認定制度の事前相談依頼

お問い合わせ可能時間：行政機関の休日を除く平日の午前9時30分から午後5時30分
ただし、12時から13時を除く。

- 再資源化事業等高度化法に対する理解促進を目的として、制度の趣旨やポイントをわかりやすく整理した特設ウェブサイト（広報サイト）を開設した。

https://policies.env.go.jp/recycle/recycling_business/resource_circulation/



- 令和8年4月30日 再資源化事業等高度化法に基づく最初の認定事業として、以下の3件の事業を認定した。

高度再資源化事業（類型1）

（認定した事業の主な内容）

- 建設現場等から発生した混合廃棄物を受け入れ、破碎及び選別処理をすることにより回収したポリプロピレン（PP）を自動車製造業に、金属を金属精錬会社に供給する事業
- 廃充電式小型電子機器類を破碎処理することで、内蔵されている充電式電池を回収し、金属精錬会社に供給する事業

高度分離・回収事業（類型2）

（認定した事業の主な内容）

- 太陽光発電所等から発生した太陽光パネルを受け入れ、剥離及び選別処理をすることにより回収したガラスをガラス製造会社に、セルシートを金属精錬会社に供給する事業

認定した再資源化事業のポイント①

◆ 混合廃棄物から自動車部品プラスチック等回収事業

認定類型：類型①（高度再資源化事業）

処理対象：一般的に焼却や燃料化されることが多い建設系由来の混合廃棄物

事業内容：混合廃棄物を徹底して選別等することにより、自動車部品（内装材）に用いることができる質・量の再生プラスチック等を回収・供給する事業

再生材の主な需要者：自動車部品会社、金属精錬会社

事業区域：埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県

◆ リチウムイオン電池内蔵小型電子機器の高効率選別事業

認定類型：類型①（高度再資源化事業）

処理対象：工業回収のリチウムイオン電池を内蔵する小型電子機器類（ハンディファン等）

事業内容：実証を重ねて確立した手法で機械選別することによって、これまでの手解体より効率的かつ安全にリチウムイオン電池を選別して再生材を回収・供給する事業

再生材の主な需要者：金属精錬会社

事業区域：大阪府、三重県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県

認定した再資源化事業のポイント②



◆ 廃太陽光パネルのガラス資源高度分離回収事業

認定類型：類型②（高度分離・回収事業）

処理対象：廃太陽光パネル

事業内容：埋立処分やカスケード利用されることが多いカバーガラスを、ホットナイフで分離した後にガラス表面に残る付着物を高圧水で除去する独自の処理プロセスにより、再び板ガラス原料として回収する水平リサイクル事業

主な再生材の需要者：ガラス製造メーカー

事業区域：京都府

再資源化事業等高度化法の認定に係る税制措置等について



固定資産税に係る特例措置

(公共の危害防止のために設置された施設又は設備 (廃棄物処理施設) に係る課税標準の特例措置)

措置内容

期間：令和10年3月31日まで

- 認定「高度再資源化事業計画 (類型①)」又は認定「高度分離・回収事業計画 (類型②)」に基づいて設置する廃棄物処理施設における設備取得時の**固定資産税の課税標準価格を1/2**とする。

法人税〈特別償却〉に係る特例措置 (再資源化事業等高度化設備の特例)

措置内容

期間：令和10年3月31日まで

- 「高度再資源化事業計画 (類型①)」又は「高度分離・回収事業計画 (類型②)」の認定を受けた者が、廃棄物処理施設を構成する機器等のうち特に環境大臣らが再資源化事業等高度化設備と認めるものを取得・製作し、事業を実施した場合において、その**取得金額の35%の特別償却**を認める。

再資源化事業等高度化法に係る財政投融资制度の拡充 (財政投融资)

措置内容

期間：令和11年3月31日まで

- 認定「高度再資源化事業計画」、認定「高度分離・回収事業計画」、認定「再資源化工程高度化計画」に基づき実施する廃棄物処理施設の新設又は更新に必要な設備資金及び運転資金に対して、国民生活事業・中小企業事業の両方において、**特別利率③での財政投融资**を可能とする制度を拡充。

再資源化事業等高度化の施行に向け、今後、皆様に進めていただきたいこと

廃棄物 処分業者

- ✓ 判断基準に基づき、技術的・経済的観点等を踏まえた上で、
 - ・ 供給できる再生材の需要や再生材利用率の把握
 - ・ 再資源化の実施状況の開示
 - ・ 再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減
 等といった再資源化事業の高度化に向け、できることから実施してもらうこと
- ✓ 新たな再資源化事業の実施や既存施設での設備更新等を行う際には、審査基準と照らし合わせた上で、認定制度の活用や事業者間連携を検討いただくこと

事業者

- ✓ 製造業・卸売業等におかれては、
 - ・ 製品が廃棄物となった場合における分離を容易にする等の措置の実施
 - ・ 製品への再生材の利用とその情報発信
 等に努めてもらうこと
- ✓ 廃棄物排出者におかれては、廃棄物の処分を委託する際に、
 - ・ 再資源化がしやすいように廃棄物の性状等の情報提供
 - ・ 製品のライフサイクル全体の脱炭素化の観点を踏まえ、再資源化等による脱炭素化に資する廃棄物処分業者の選定
 等に努めてもらうこと

地方 公共団体

- ✓ 地域における資源循環を促進するコーディネーター役として、地域の資源を活用した資源循環システムの構築、連携促進等必要な措置を講ずること
- ✓ 廃棄物排出者として、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るよう努めるとともに、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を進めること

